

## **平成26年度「著作物の保護と利活用に関する研究会」事業計画**

### **1. 著作物の保護と流通に関する研究会の活動目的**

本研究会では、デジタル化、ネットワーク化時代にふさわしい著作権および著作隣接権の保護と公正なコンテンツ利用の促進を目的として、インターネット上で行われるサービスのクラウド化や無線通信の高速化などネットワークの更なる進展に伴い生じる権利問題や新たなビジネスモデルに対応するための円滑な権利処理について検討を行う。

主な検討課題として、CCD-IDの普及を図るため、導入への課題等を把握し、その解決に向けて検討を行う。CCDでは、平成18年、コンテンツ流通のための情報管理、各種業務処理の利便性を向上させるため、業界横断的に利用可能なID体系としてCCD-IDを提唱している。コンテンツについては、海外展開やネットワーク配信のさらなる進展が求められる中、更に迅速な権利処理が必要とされ、政府でも様々な施策が講じられているところであるが、CCD-IDの利用は十分とはいえないことから、その有効性の検討並びに問題点等の把握に努める。

また、今後は「ボーンデジタル」な著作物が増加し、同時にネットワークサービスの進展によって、それら著作物がますます容易に流通することとなり、権利者不明の著作物（孤児著作物）が増加することも懸念される。孤児著作物を利用するには裁定制度を活用することとなるが、現在、文化庁文化審議会著作権分科会では、裁定制度の見直しが検討されていることから、その経過を注視していく。また、そもそも孤児著作物とさせないため、著作物に権利者情報をメタデータとして付与するなどの方策についても情報収集し、検討を行う。

### **2. 主な検討課題**

- ・ CCD-ID
- ・ 著作権法上の権利管理情報
- ・ 権利者不明の著作物（孤児著作物）
- ・ 裁定制度
- ・ 国内外の著作権法制、知的財産政策の動向および著作権・著作隣接権の侵害への対応状況
- ・ 海外のコンテンツ配信ビジネスの事例